

第1章 施設の設置に関する計画等

1.1 生活環境影響調査実施の目的

生活環境影響調査は、廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果を分析することにより、地域ごとの生活環境の状況に応じた適切な生活環境保全対策等を検討するものであり、施設の計画作成のために、極めて重要な作業といえるものである。

本報告書は、三島市が計画する一般廃棄物最終処分場の設置に伴う生活環境影響調査を実施し、その結果を取りまとめるものである。

1.2 施設の設置者の氏名及び住所

施設の設置者：三島市

代 表 者：三島市長 豊岡 武士

住 所：静岡県三島市北田町 4-47

1.3 施設の設置場所

静岡県三島市字賀茂之洞地内ほか(図 1-1 参照)

1.4 設置する施設の種類

一般廃棄物最終処分場

1.5 施設において処理する廃棄物の種類

焼却灰、不燃物、災害廃棄物

1.6 施設の処理能力

1.6.1 埋立面積等

埋立面積・容量は以下に示すとおりである。

埋立面積 : 7,000 m²

埋立容量 : 53,100 m³

1.6.2 排水処理能力

浸出水処理量能力は以下に示すとおりである

浸出水処理能力 10 m³/日

1.6.3 埋立作業日及び埋立作業時間

埋立作業日及び埋立作業時間は以下に示すとおりである。

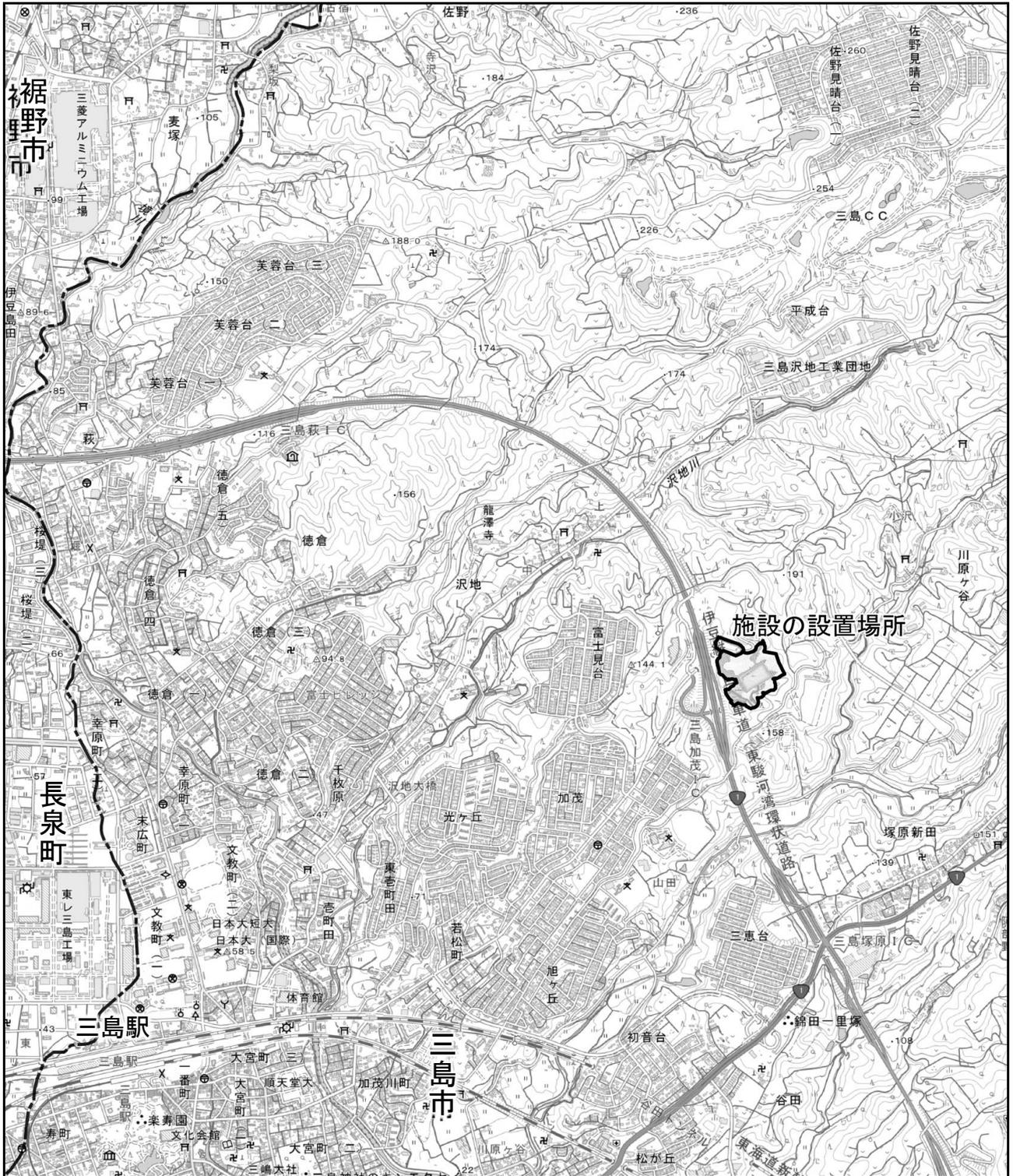
埋立作業日：毎日(元日等を除く)

埋立作業時間：8時～17時

1.6.4 廃棄物運搬車両台数

廃棄物運搬車両台数は以下に示すとおりである。

8台/日



凡例

: 施設の設置場所
 : 市町境

N

1 : 25,000

図 1-1 施設の設置場所

1.7 施設の処理方式

本施設は一般廃棄物最終処分場であり、浸出水処理フローは図 1-2 に示すとおりである。なお、雨水、地下水、浸出水の集水概念は 図 1-3 に示すとおりであり、埋立地の内部の底面及び側面には遮水工が敷設され、浸出水と地下水の直接的な接触はない。

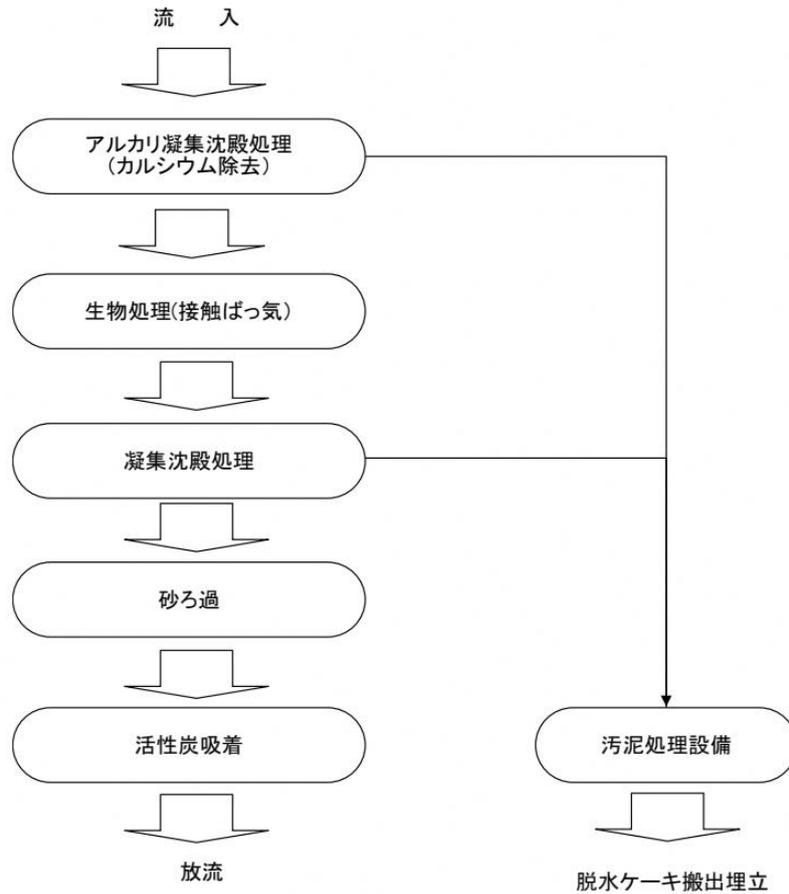


図 1-2 浸出水処理フロー

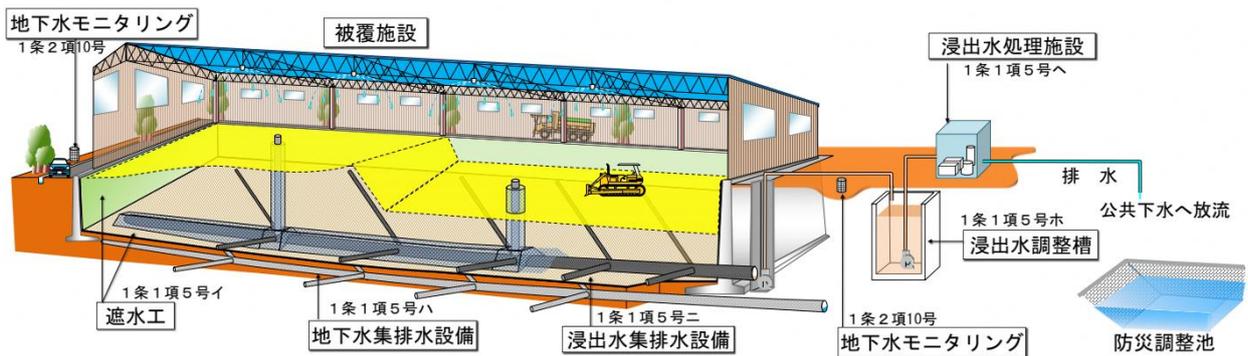


図 1-3 雨水、地下水、浸出水の集水概念図

1.8 施設の構造及び設備

施設の構造及び設備等の概要を表 1-1 に示す。また、施設の配置計画及び横断図を図 1-4 に示す。

表 1-1 施設の構造及び設備等の概要

項目	内容
構造形式	被覆型(クローズド型)処分場
埋立面積	7,000 m ²
埋立期間	15 年程度
埋立容量(覆土含)	53,100 m ³ (一般廃棄物:37,600 m ³ 、災害廃棄物:2,300 m ³ 、覆土:13,200 m ³)
埋立対象物	焼却灰、不燃物、災害廃棄物
遮水工	二重遮水シート構造
浸出水処理施設	カルシウム除去→生物処理(接触ばっ気)→凝集沈殿処理→砂ろ過→活性炭吸着
浸出水処理施設規模	10m ³ /日
進入道路その他の管理設備	進入路その他施設管理道路を新設
放流先	浸出水：公共下水道 雨水：加茂川→神川都市下水→大場川
防災調整池	「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」または三島市開発行為許可基準における雨水貯留施設の基準に準拠

1.9 公害防止計画

1.9.1 環境保全措置

1) 大気質

(発生抑制)

◎埋立地において、重機による廃棄物・覆土の敷均し・転圧を行い、粉じんの飛散を防止する。

(飛散防止)

◎被覆型埋立地とすることで、粉じんの飛散を防止する。

◎埋立地では定期的に場内散水を行い、粉じんの飛散を防止する。

(運搬方法対策)

◎廃棄物運搬車両の荷台にシート等をかけ、粉じんの飛散を防止する。

◎廃棄物運搬車両は、施設からの退出の際に洗車を行い、粉じんの飛散を防止する。

2) 騒音、振動

(発生源対策)

◎作業用重機及び施設設置機械等は、低騒音、低振動型を使用し、騒音、振動を低減する。

(その他の対策)

◎騒音、振動発生の低減の観点から、設備(ポンプ等)の点検、適切な維持管理を行い、騒音、振動を低減する。

◎埋立作業時間を原則8時から17時までとすることで夜間等の騒音、振動の影響を回避する。

3) 悪臭

(施設の悪臭対策)

◎廃棄物を埋め立てたのち適切に覆土を行い、悪臭を防止する。

(監視計画等)

◎最終処分場周辺は、日常の点検により悪臭が発生していないか確認する。異常な臭気が確認された場合は、発生源を特定し、消臭剤を散布するなど適切な対策を行う。

4) 地下水

(地下水質保全対策)

◎埋立地から発生する浸出水は、浸出水貯留施設に集め、浸出水処理施設で処理して公共下水道へ放流する。

◎遮水シート等を重ねて敷き詰め、浸出水の漏洩を防止する。

(監視計画等)

◎定期的に地下水のモニタリング調査を行う。

5) 搬入車両の走行等の対策

(運搬方法の対策)

◎廃棄物運搬車両等は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。

◎廃棄物運搬車両等の運転者には、無駄な空ぶかしやアイドリングを行わないように徹底する。